



Title	沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）（46・4・23 吉野・スナイダー会談 外務省外交史料館レファレンス 番号：H221722）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.3 公開日：平成22年12月 22日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・ DVD番号：H22-011
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

46
4
23
吉野
スナイダー
会談

1973年12月

0000000000



(回覧番号) 1034, 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第 26 062 号
極秘 無期限	略平	昭和 年 月 日 時 分 発
部の内 号	第 794 号	APR 26 16 47
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

主管	主管局部課 (室) 名
アメリカ局長 参事官 北米才一課長	北米才一課 米局長 46 4.23
大 臣 小 務 官 政 務 次 官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	起案 昭和 年 月 日 46 4.23 提案者 電話番号 法昭 2499

協議先	国際経済課長 中野調査官	条約課長 国際協定課長
-----	-----------------	----------------

在米半場 総領事	大使 臨時代理大使 あて 慶知 大臣 発
在 沖縄 高嶺 総領事	大使 臨時代理大使 あて

件名 沖縄返還問題 (航空問題)
(限定配布)
往電米北一第 762 号に關し、
23日 吉野アメリカ局長およびスタイン公使の
問題会談したことの通り。(橋本参事官, 航空局
寺井審議官, ラン参事官同席)
1. (1) スタイン公使より次の通り述べた。

漢
電信課長
754
写
済

2

①. 米側においてその後態度の結果、
カボタージュは認められたいという慶知大臣以下
日本側の一貫した立場にも鑑み、日本側が
長期の暫定期間を認めるの存し、カボタージュ
は断念にもより (WILLING TO GIVE UP
CABOTAGE) というところまで内部を固めた。
カボタージュを断念する場合には、米航空企業
の被る経済的損失が非常に大きいため、結
果米航空企業が強く主張し、二九の議
会ではねがえり政治問題化傾向のあり、かかる
問題の発生を防ぐためにも、また米政府の立場
を JUSTIFY するためにも長期の暫定期間
が必要である。
②. 米側は当初 カボタージュ付きで暫定期間
10年を要求し、現行では政府関係輸送に

(※印刷内は電信課記入)
(昭和四二・七一改正)

ついでのカボタージュ付きで暫定期間7年を要求しているが、日本側の立場にも鑑み、カボタージュは断念せざるを得まいと判断することになった。日本側は3年という暫定期間を提案したがい、米側は3年では全く短か過ぎると思える。

(2) 米側に対し当方より次の通り述べた。

日本側は本件は基本的には航空協定の枠内で話し合いたいとの立場にあることは米側も承知のとおりであり、また、暫定期間の3年を越える場合には何らかの代償を要求することになる。かかる代償は国内説明上必要なこと、たとえミナルなものであっても差しつかえない。例えば日本側が2有12のミナルでのSTOP OVER (指) のおぼえ、~~日本側~~も良い、~~米側~~はOSP、~~日本側~~は米側

南米への路線指しでも結構なのに対し、~~米側~~ 米側を断念しなく。

(3) これに対し「ス」公使より次の如く述べた。

(4) 正直言、米側としては、カボタージュを断念する用意があること自体が日本側に対して大きな代償を支払うことと同じだと考えられ、特に暫定期間について日本側との話し合いに心づいておいて自体も大きな譲歩を意味するて考えている。従って、この上には何らかの代償を認めざるを得ないことにならぬ、国内で大きく非難される。米側は沖縄と日本に近づくことは、米側に不利益を被った。この結果を大きく大衆に与える方向でなれば、機会対策上 ~~米側~~ 米側としては何度も指摘したとおりである。さらに、本土から沖縄への路線

→ 線は米側の計算によれば年間3.5億ドルの収益に相当するところ、今後は米側がカボタージュを断念する以上、かかる収益は日本側に一方的に加算されることになる款であり、日本側はこの点でもGAINにすることを忘れて欲しい。

- ④. ~~米~~ 日本側が現段階に至るもなお代償を求めつつある旨を本国政府に報告した^た。
- ~~た~~、~~米~~ 本国政府からは「政府関係折衝^{交渉}」カボタージュ付きの暫定期間7年を通じ、この訓令が来ることは目に見えている。
- ⑤. ③に本件の解決を促進^{促進}する~~意味~~も双方とも暫定期間にかかわる条件を^即落し、~~米~~ 米側はかかるカボタージュも要求せず、日本側も代償を要求しない^{こと}を、双方の主張を~~暫定期間の~~期間の中間とし、暫定期間を5年とする^{こと}を提案したい。
- ⑥. 上記提案に対し当然、かかる形態のカボタージュも米側は要求^{しない}という^{こと}を確認した上で、5年の暫定期間を認める

こととする旨述べたところ、米側は直ちに本国政府^へ報告する旨答えた。

- ③. 本件交渉は上記のごとく実質的合意を^みた次第であるが、他の諸案件^の合意^が出^るまでは、本件合意が成立したことは外部に~~一切~~一切出さないことにつき双方^が確^認し、また本件合意も返還交渉全体のパッケージで変更ありうべき旨^も確認^{した}。
- なお、今後は冒頭往電の了解覚書、交換公文、修正附表等^に関^して^もわが方案^を基礎^{とし}、双方^がつめ^こむ^こと^とした。
- 以上厳に貴使お含みまで。
- 沖縄へ転報した。


秘密表示(外信)
極秘
 無期限
 部の内
 子

館長直披

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付	不 必要 添付		
属	付属添付		

發送日 昭和46年5月4日
 処理日
 発信 12/タイプ 校

文書課長 (印) 公 信 案 (分取)

公 信 番 号	米北1 第 67 号	公 信 日 付	昭和 46年5月 1日
大 臣	主 官	起 案 日	昭和46年4月30日
政 務 次 官	アメリカ局長	 起案者 田中 電話番号 2467	
事 務 次 官	参 事 官		
外 務 審 議 官	北米才一課長		
外 務 審 議 官			
電 房 長			
協議先			
受 信 者		発 信 者	
在 沖 繩 高 橋 貞 大 使		外 務 大 臣	
写 送 付 先		(希望發送日)	
		87の2X印 5月4日	
件 名			
電 信 転 報 (沖 繩 運 送 問 題 — 航 空 炭 灰 係)			

GA-2 1 65 外務省 回覧番号

米北1 第 67 号
 昭和 46年 5月 1日

沖繩復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

電 信 転 報 (沖 繩 運 送 問 題 — 航 空 炭 灰 係)

本件に関する下記電信(ノ)通を転報する。
 なお、本件電信の取扱には、**厳格に責務限りとし留意され**。
 記

46年4月26日 本大臣発 米 案 米北1 第 794 号

付 属 添 付